

新渡戸カレッジ授業科目における成績評価に関する申立て制度

1. 新渡戸カレッジ授業科目の成績評価に異議があり、下記の条件に当てはまる場合は、成績評価に関する申立てを行うことができます。

- (1) シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と、異なる成績評価方法により評価されたことを、学生が具体的事実をもって、示すことができる場合。
- (2) 明らかに誤記入（採点ミス、登録ミス）によるものと思われる場合で、学生が具体的事実をもって示すことができる場合。

2. 申立ての方法・内容は、下記のとおりです。

(1) 申立て期間

(春・夏ターム開講科目) 8月19日（水）～ 8月21日（金）17時まで

(秋・冬ターム開講科目) 2月12日（金）～ 2月16日（火）17時まで

※申立て期間を過ぎてからの成績評価に関する異議は、一切受け付けません。

(2) 申立ての方法

新渡戸カレッジウェブページよりダウンロードした「成績評価に関する申立て申請書」に必要事項を記載し、メール添付、あるいはプリントアウトしたものを新渡戸カレッジ担当へ提出して下さい。

(URL) <https://nitobe-college.academic.hokudai.ac.jp/gs-curriculum/for-nitobe-college-students>

(提出先) メール: nitobe-school-office@academic.hokudai.ac.jp

3. 申立てがあった場合は、科目責任者へ照会され、必要に応じて学生及び授業担当教員に事情聴取を行った上で、調査結果を回答します。

※本制度の事務手続き手順に関するご質問については、新渡戸カレッジ担当へお問合せください。